

三部門による共同発表、高等教育機関の  
専利の品質向上、実用化及び活用促進を要求

国家知識産権局

教育部 国家知識産権局 科学技術部による高等教育機関の  
専利の品質向上、実用化及び活用促進に関する若干の意見

教科技[2020]1号

各省、自治区、直轄市教育庁（教育委員会）、知識産権局（知識産権管理部門）、科学技術庁（委員会、局）、新疆生産建設兵団教育局、知識産権局、科学技術局、関連部門（単位）教育司（局）、知識産権業務管理機構、科学技術司、教育部所轄各高等教育機関、部・省共同建設各高等教育機関 御中

「国家知的財産権戦略要綱」の公布、施行以降、高等教育機関による知的財産権の創造、活用、管理水準は絶えず向上し、専利の出願件数、取得件数は大幅に増加した。しかし、世界で認められる高水準の外国の大学と比較して、中国の高等教育機関の専利には「数を重視し、質を軽視する」、「出願を重視し、実施を軽視する」などの問題が依然として存在する。高等教育機関の専利の品質を全面的に向上させ、高付加価値の専利の創造、活用及び管理を強化し、

高等教育機関が経済社会の発展にサービスする重要な役割をさらに果たすため、次の意見を提示する。

## 一. 全体要求

### (一) 方針

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、中国共産党第 19 回全国代表大会及び第 19 期中央委員会第 2 回全体会議、第 3 回全体会議、第 4 回全体会議の精神を全面的に貫徹し、全国教育大会の計画を実行し、新たな発展理念を堅持し、質の高い発展という大筋に合致させ、イノベーション駆動型発展戦略及び知的財産権強国戦略を掘り下げて実施し、高等教育機関における専利の品質、活用効率、管理水準及び技量を全面的に向上させ、科学技術イノベーション及び学科建設の新たな進展を推進し、教育強国、科学技術強国及び知的財産権強国の建設を支持する。

### (二) 基本原則

品質優先を堅持する。知的財産権の質の高い発展に対する要求事項をしっかりと捉え、品質優先を堅持し、突破口を探し当て、的確

性を強化し、高等教育機関の知的財産権の創造、管理及び活用の全過程において質の高さを終始貫く。

実用化の方向付けを際立たせる。高等教育機関の専利などの科学技術成果は実用化して初めてイノベーションの価値を実現するもので、実用化しないことは最大の損失であるという理念を樹立し、実用化、応用の方向付けを際立たせ、高等教育機関の知的財産権管理業務の改善、向上を求める。

政策による誘導を強化する。助成金や奨励金、考課評価など政策の改革、指導業務の推進における重要な役割を果たし、専利の品質向上、実用化、活用の強化に役立つ各種政策及び措置を打ち立て、かつ絶えず整備する。

### (三) 主要目標

2022年までに専利の方向付け及び配置、専利の出願及び保護、専利の実用化、活用などの内容を網羅する高等教育機関知的財産権全フロー管理体系をさらに整備し、高等教育機関の科学技術イノベーション体系、科学技術成果の移転、実用化体系と有機的に融合させる。2025年までに高等教育機関の専利の品質と専利の運営能力を著

しく向上させ、一部の高等教育機関が専利取得率及び実施率を世界一流の高等教育機関の水準に到達できるようにする。

## 二. 重点任務

### (一) 知的財産権管理体系の整備

1. 知的財産権統括調整体制を整備する。高等教育機関は知的財産権管理・運営指導班又は科学技術成果移転・実用化指導班を設立し、科学研究、知的財産権、国有資産、人事、成果の移転・実用化及び図書館などの関連機関を統括し、「高等教育機関知的財産権管理規範」（GB/T 33251-2016）を積極的に貫徹させ、科学技術イノベーション及び知的財産権管理、科学技術成果移転、実用化が融合した統括調整体制を構築しなければならない。科学技術成果移転・実用化指導班をすでに設立した高等教育機関は知的財産権管理を指導班の職責範囲に組み込まなければならない。

2. 重大プロジェクトの知的財産権管理フローを構築し、整備する。高等教育機関は、知的財産権管理を、プロジェクトのテーマ設定、計画、実施、終了、成果の移転・実用化など各段階において体现しなければならない。科学技術イノベーション 2030 重大プロジェクト、重点研究開発計画など国家重大科学研究プロジェクトを中心として、

専利の方向付け業務体制の構築を模索し、整備する。プロジェクト計画承認前には、専利情報、文献情報の分析を行い、知的財産権のリスク評価を行い、研究技術路線を確定し、研究開発の起点を高く設定する。プロジェクト実施においては、プロジェクト研究分野の業務動向を追跡し、研究の方向性及び技術路線を適時調整し、研究成果を速やかに評価し、知的財産権を形成する。プロジェクト検収前には、実用化、応用を目指して専利の配置、技術秘密保護などの業務を徹底し、プロジェクトの成果の知的財産権リストを作成しなければならない。プロジェクト終了後には、専利の活用、実施を強化し、成果の移転、実用化を促進する。高等教育機関が長所である特色ある学科を中心として戦略的新興産業及び国家重大経済分野関連産業の知的財産権の配置を強化し、国際専利出願を強化することを奨励する。

**3. 職務による科学技術成果公表制度を徐々に構築する。** 高等教育機関は初めから科学技術イノベーションの成果の管理及びサービスを強化し、職務による科学技術成果公表制度を徐々に構築し、整備しなければならない。科学研究人員は、所属する高等教育機関に職務による科学技術成果を自発的に、速やかに公表しなければならない。高等教育機関は、科学研究人員がイノベーション、スタートアップに従事する際の法律リスクに関する意識を高め、法に基づいて科学技術成果の移転、実用化活動を実施するよう誘導し、高等教育

機関の合法的権利・利益を適切に保証しなければならない。いかなる者も組織の許可を得ず、職務による科学技術成果を利用して企業を設立するなどの行為を行ってはならない。機密保持関連の職務による科学技術成果の公表は機密保持関連規定を厳守しなければならない。

## (二) 専利出願前評価の実施

4. 専利出願前評価制度を構築する。条件を満たした高等教育機関は専利出願前評価制度の構築を加速し、評価機関及びフロー、費用分担及び奨励金などの事項を明確にし、専利出願の可否を決定し、専利出願の品質を適切に向上させるため、出願しようとする専利の技術に対し評価を行わなければならない。評価業務はその高等教育機関の知的財産権管理部門（技術移転部門）または委託した民間機関が実施することができる。評価機関が専利出願に適さないと評価した職務による科学技術成果について、専利出願を放棄することにより高等教育機関が損失を被る場合、関係責任者が勤勉に職務を全うし、不法に利益を求めることなく、法令・規定に基づいて専利出願放棄の意思決定に関する責任を免除することができる。企業、その他の民間組織の委託を受けたプロジェクトの職務による科学技術成果については、契約関係者が専利出願の可否について自主的に取り決めることを許可する。

5. 知的財産権の帰属及び費用の分担を明確にする。高等教育機関が職務による発明の所有権改革を模索し、かつ権利義務対等の原則に従って知的財産権の奨励金、費用の分担などの役割を十分に果たし、専利の品質向上を促進することを許可する。発明者は公的資金を利用して専利の費用を支払ってはならない。

専利出願評価後、高等教育機関が専利出願を決定した職務による科学技術成果に対し、発明者が専利費用を負担することを奨励する。高等教育機関が発明者と所有権を分割する場合、発明者は知的財産権の割合に従って専利費用を負担しなければならない。所有権の分割を行わない場合、専利費用の分担及び収益の分配を明確にしなければならない。高等教育機関が専利の費用の全てを負担する場合、専利の実用化により取得した収益は専利費用などのコストを差し引いた後、既定の割合に従って分配する。発明者が一部または全ての専利費用を負担した場合、専利の実用化により取得した収益はまず専利費用などのコストを差し引く。そのうち、発明者が負担した専利費用は倍額を差し引いて発明者に返還しなければならず、その後、既定の割合に従って分配する。

専利出願評価後、高等教育機関が専利を出願しないと決定した職務による科学技術成果について、高等教育機関は発明者と書面によ

る契約を締結し、法的手続きに基づいて専利出願権又は専利権を譲渡し、発明者が自主的に専利を出願することを許可しなければならない。取得した専利権は発明者が保有し、専利費用は発明者が負担し、専利実用化により取得した収益は専利出願、維持管理費用などのコストを差し引いた後、発明者は取り決めた割合に基づき高等教育機関に納付する。

### (三) 専門機関設立及び人材育成の強化

6. 技術移転及び知的財産権運営機関の設立を強化する。条件を満たした高等教育機関が技術移転と知的財産権管理運営を一体化した専門機関を設立して整備し、人員、場所、経費などを保障し、「国家知的財産権モデル試験高等教育機関」、「高等教育機関科学技術成果実用化及び技術移転基地」、「高等教育機関国家知識産権情報サービスセンター」などのプラットフォーム及びモデル試験事業の構築を通じて、技術移転及び知的財産権管理運営体系の構築を促進し、高等教育機関の科学技術成果の移転、実用化能力を絶えず向上させることを支持する。各高等教育機関が市場化運営体制を模索し、専門機関及び人材の意欲を十分に引き出すことを奨励する。

市場化知的財産権運営機関の整備を支持し、高等教育機関に知的財産権に関する法律相談、成果評価、事業融資などの専門サービス



を提供する。高等教育機関が第三者知的財産権運営サービスプラットフォーム又は機関と協力し、かつ科学技術成果の移転、実用化による収益から第三者専門機関に仲介サービス料を支払うことを奨励する。高等教育機関が地方と共に各地の産業計画の配置及び高等教育機関の学科の長所を中心として産業型の知的財産権運営センターを設立することを奨励する。

**7. 専門人材の育成を加速させる。** 高等教育機関が技術移転及び知的財産権運営関連カリキュラムを設置し、知的財産関連の専門、学科設立を強化することを支持し、知的財産権管理と技術移転を結び付けて専門人材を育成し、専門人材の育成を推進する。高等教育機関が科学技術成果移転・実用化業務専門家委員会を立ち上げ、技術代理人が高等教育機関の発明公表、価値評価、専利出願及び保護、技術普及、マッチング交渉などの科学技術成果の移転、実用化の全過程に関わり、専利の実用化、活用を促進することを奨励する。

**8. 知的財産権管理及び運営基金を設立する。** 高等教育機関が機関の割当金、地方の奨励金、科学技術成果の移転・実用化に伴った収益などの手段による資金調達を通じて知的財産権管理・運営基金を設立し、第三者専門機関に委託して専利の方向付け、専利の配置、専利の実施などの知的財産権管理運営業務及び技術移転専門機関の

設立、人材育成などの実施に用い、実用化の収益により実用化が促進されるという好循環を形成することを支持する。

#### (四) 政策制度体系の最適化

9. 人材評価・招へい体系を整備する。高等教育機関は品質及び実用化実績を目指して専利の品質、実用化及び活用などの指標をより重視し、昇進、実績の審査、ポストへの任命、プロジェクトの終了、人材評価及び奨学金評価などの政策において、単に専利出願件数、取得件数を審査内容とすることをきっぱりと止め、専利の実用化、活用実績の比重を高めなければならない。高等教育機関がポストの設置・管理関連規定に基づき、技術移転、実用化系列の技術類及び管理類のポストを自主的に設置することを支持し、科学研究人員及び管理職が科学技術成果の移転、実用化業務に従事することを奨励する。

10. 専利助成金、奨励金政策を最適化する。高等教育機関は専利の品質改善及び科学技術成果の移転、実用化促進を目指して専利出願に対する助成金、奨励金を停止し、専利取得に対する奨励金を大幅に削減し、かつ徐々に廃止しなければならない。実用化収益の割合引き上げなどの「事後補助」方式を通じて発明者又は団体に奨励金を給付することができる。

### 三．組織実施

**（一）業務体制を整備する。**教育部、国家知識産権局、科学技術部は、定期的な意見交換体制を構築し、高等教育機関の専利出願、取得、実用化関連状況を速やかに検討する。各高等教育機関は専利の品質向上をさらに徹底することの重要性を深く認識し、品質第一を堅持し、専利の品質向上業務を重要な議事日程に組み込むことを積極的に推進し、知的財産業務水準をさらに向上させ、知的財産の創造及び活用を促進しなければならない。その他の知的財産管理業務はこの意見を参考に実施することができる。

**（二）政策による誘導を強化する。**専利の実用化などの科学技術成果の移転、実用化実績を一流大学及び一流学科の建設に関する動的監視及び成果評価ならびに学科評価の重要な指標として、専利の数を単純に審査するのではなく、実用化、応用をさらに際立たせるものとする。選定した若干の高等教育機関に専門的知的財産運営又は技術移転人材の育成を実施させ、高等教育機関の知的財産運営及び技術移転能力を絶えず向上させる。国家知識産権局は専利出願に対する審査の注力度を強化し、専利の品質を厳しく審査する。高等教育機関の専利出願件数及び取得件数ランキングの発表に反対し、これを断固として阻止する。

**(三) 届出監視を実施する。**毎年3月末までに高等教育機関は、国家知識産権局系統を通じて実施許諾、譲渡、評価・出資又は企業との所有権共有などの形式によって実用化、実施した専利を届け出る。教育部、国家知識産権局は届出状況に基づき毎年高等教育機関の専利実用化、実施状況を公表し、専利取引状況を監視する。「専利出願行為の適正化に関する若干の規定」(国家知識産権局令2017年第75号)に基づき、四半期ごとに高等教育機関の正常でない専利出願状況を監視する。正常でない専利出願が四半期あたり5件を超える、又はその当該年度の専利出願総数に占める割合が5%を超える高等教育機関に対し、国家知識産権局は次の年度の中国専利賞の申請資格を取り消す。

**(四) 実施許諾方式を革新する。**高等教育機関が普通実施権方式で専利の実施、実用化を行い、実用化効率を向上させることを奨励する。高等教育機関が実施許諾方式を革新することを支持し、専利権取得後3年以上も正当な理由なく実施しない専利については関連の実施権条件を決定し、国家知的財産運営関連プラットフォームを通じて発表し、一定期間内に一般に向けて実施許諾を開放することができる。

教育部 国家知識産権局 科学技術部

2020年2月3日

出所：2020年2月21日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1146176.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。